

HSBC 中国人民元債券オープン(毎月決算型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／債券

- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

- ▶ 本書により行う「HSBC 中国人民元債券オープン(毎月決算型)」、「HSBC 中国人民元債券オープン(年2回決算型)」(上記各ファンドは、以下「当ファンド」という場合があります。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年4月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2019年5月12日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
年2回決算型					年2回			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

設立年月日:1985年5月27日

資本金(本書作成時現在):495百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額(2019年2月末現在):1,245,490百万円

<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.com/jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中華人民共和国*の債券等に実質的に投資することにより、「毎月決算型」は安定した収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を、「年2回決算型」は信託財産の中長期的な成長を目指します。

*以下、「中国」といいます。

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。主要投資対象ファンドは、「HSBCコレクション・インベストメント・トラスト-HSBCオール・チャイナ・ボンド・ファンド」です。(以下、「中国人民元債券ファンド」といいます。)

ファンドの特色

1. 中国の債券等に投資します。

- ▶ 主に中国の政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券等に投資します。現地通貨建以外の債券にも投資を行う場合があります。
米国の短期債券等を投資対象とするETF(上場投資信託)にも投資します。当該ETFの組入れは低位とします。
- ▶ 主要投資対象ファンドを中心に、中国の債券等を投資対象とする投資信託証券の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。
- ▶ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 主要投資対象ファンドの運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

3. 「毎月決算型」は年12回の決算時に、「年2回決算型」は年2回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 「毎月決算型」の決算日は、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
「年2回決算型」の決算日は、5月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。
「毎月決算型」の第1～第3期は、分配を行いません。

イメージ図

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月決算型	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金
年2回決算型	—	—	—	—	分配金	—	—	—	—	—	分配金	—

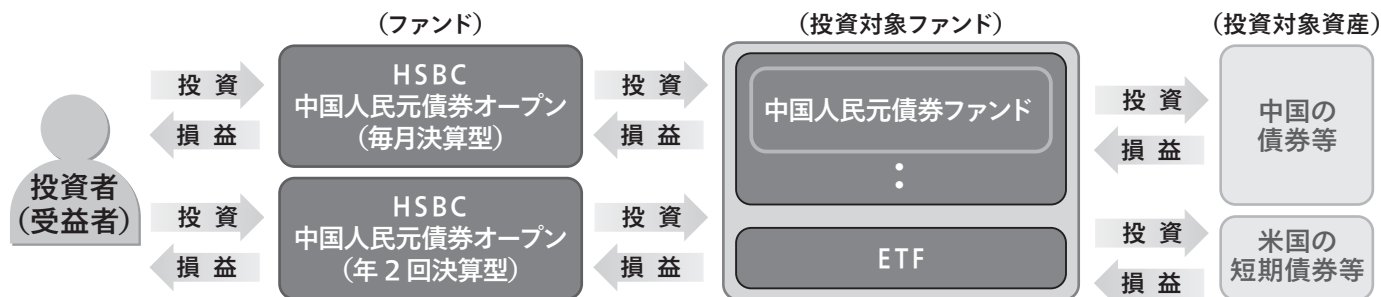
(注)上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。
分配方針の原則は、次頁に記載しております。

ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。

ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる66の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約26の国と地域に拠点をもち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

(HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。)

〈追加的記載事項〉 収益分配金に関する留意事項

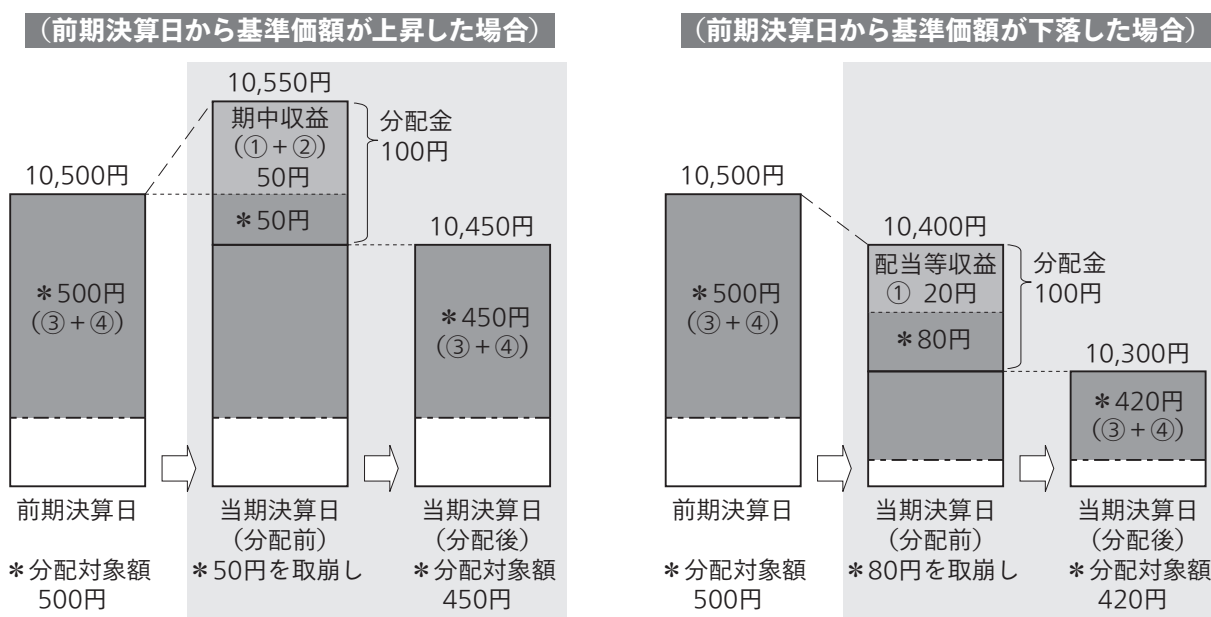
- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

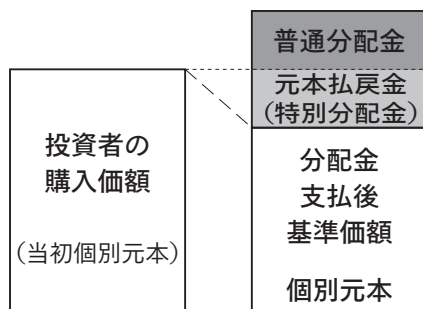


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

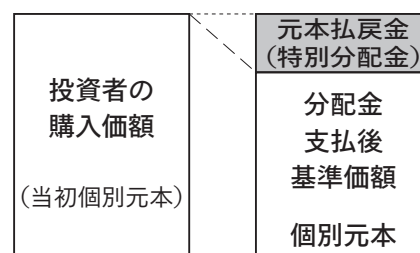
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 当初個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 当初個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

〈追加的記載事項〉投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBCコレクティブ・インベストメント・トラスト-HSBCオール・チャイナ・ボンド・ファンド (中国人民元債券ファンド)
シェアクラス	IM2
形態	米ドル建ての香港籍投資信託
運用の基本方針	主として、中国国内・外で発行される人民元建ての債券等に投資することにより、人民元建てでのファンドの成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主として、中国国内・外で発行される人民元建ての債券等を主要投資対象 [*] とします。 [*] 中国国内・外で発行される中国国債、準国債、政府機関債、地方債、国際機関債など、および、中国国内で発行されるインターバンク市場や証券取引所債券市場で取引される中国国債、準国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債、政策銀行債、LFGV債(地方政府融資平台)などを中心に投資を行います。 中国国内で発行される債券への投資は、債券通(ボンドコネクト)を通じて、また、RQFII枠などを活用して行います。 人民元以外の通貨建ての債券にも投資を行うことがあります。ただし、人民元以外の通貨への投資配分比率が、ファンドの純資産の30%を超過しない様に、為替取引を活用してヘッジします。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として毎月分配を行う予定です。
信託(管理)報酬等	年0.62%(マネジメンフィー [*] :年0.55%、トラスティフィー:年0.07%)
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、ファンドにかかる事務の処理等に関する費用、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が4千万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

* HSBC 投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメンフィーの一部を収受します。

上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

▶ 中国の債券等を投資対象とする他の外国籍の投資信託証券に投資する場合があります。

▶ 上記のほか、ETFにも投資します。

投資対象とするETFは、iShares Short Treasury Bond ETFです。同ファンドは、米国の短期債券等を投資対象とするETFです。(iSharesは、ブラックロック・グループが運用するETFブランドです。)

投資対象とするETFの内容は変更されることがあります。また、別のETFに投資する場合があります。

(注) 上記の内容は本書作成時現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

〈中国人民元債券投資にかかる留意点〉

中国人民元債券への投資については、人民元適格海外機関投資家(RQFII)制度およびボンドコネクトを通じて行います。ボンドコネクトは比較的新しい制度であるため、今後規制等の大幅な変更により影響を受け、その結果、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、中国当局の裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、中国人民元債券市場への影響や運用上の制約を受ける可能性があります。また、中国の税法、規則および慣行に従うため、中国人民元債券投資についての課税上の取扱いが変更された場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

- これらの記載は、本書作成時現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。
- 当ファンドの運用に際しては、これら中国人民元債券投資にかかる留意点および制約を勘案してポートフォリオの構築を行いますが、投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

2 投資リスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

リスクの管理体制

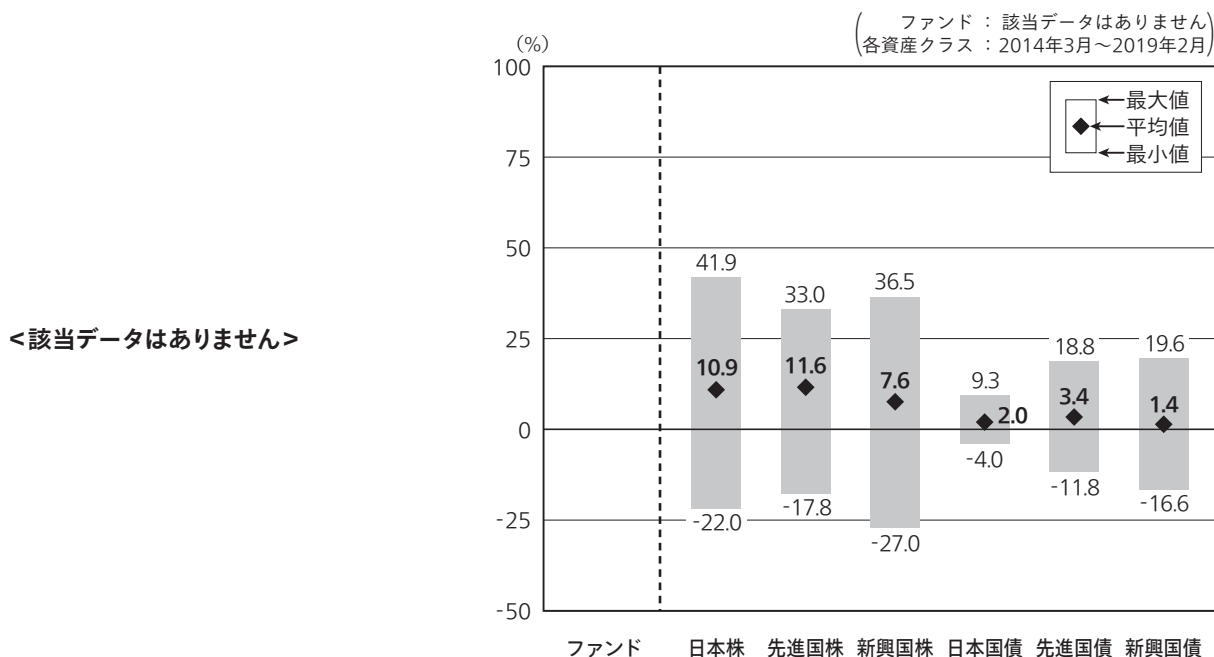
運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

〈参考情報〉

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、ファンドについては設定していないため騰落率のデータはありません。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。

<参考>各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数(TOPIX)の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3 運用実績

(2019年5月30日に運用を開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。)

① 基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

② 分配の推移

該当事項はありません。

③ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

④ 年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドはベンチマークを設けていません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2019年5月13日から2019年5月29日まで 継続申込期間：2019年5月30日から2020年8月17日まで (継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、香港の銀行休業日とその前営業日または中国本土の銀行休業日に該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2019年5月30日(信託設定日)から2029年5月18日(償還日)まで (委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。)
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、信託を終了します。また、各ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、当該各ファンドの信託を終了させる場合があります。

決算日	<p>■毎月決算型 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2019年6月20日</p> <p>■年2回決算型 毎年5月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2019年11月20日</p>
収益分配	<p>■毎月決算型 年12回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。</p> <p>■年2回決算型 年2回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。</p> <p>ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。</p>
信託金の限度額	各ファンド 5,000億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎年5月、11月の決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	<p>販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「人民元債毎月」「人民元債年2」の略称で掲載されます。 • 委託会社の判断により購入申込の受付を中止した場合等において、販売会社が定める定時定額による受付を継続することがあります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.24%*(税抜3.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%に引き上げられる場合は、 3.30% になります。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.10% の率を乗じて得た額(換金時)	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	年0.7992%*(税抜年0.74%) *消費税率が10%に引き上げられる場合は、 年0.814% になります。	各ファンドとも、ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年0.11%	ファンドの運用等の対価
(販売会社)	税抜年0.60%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	年0.62%程度	投資対象とする投資信託証券の実質投資比率を勘案した運用管理費用
実質的な負担	年1.4192%*(税抜年1.36%) 程度 *消費税率が10%に引き上げられる場合は、 年1.434% になります。	投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加味して、投資者が実質的に負担する運用管理費用について算出したものです。
その他費用・ 手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料/保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用/信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用/印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用/監査法人等に支払う監査報酬等 [純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、「 毎月決算型 」については毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のとき、「 年2回決算型 」については毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。] ・投資先投資信託証券における売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、監査報酬等 その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記は、2019年2月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は、上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。